様式第1号（第2条関係）

記入例

年　　月　　日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

給水装置工事事業者事業報告書

氏名又は名称

住　　所

代表者氏名

電話番号

岐阜市指定給水装置工事事業者規程第2条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

**1　業務内容**

(1)　営業時間、修繕対応時間、休業日

|  |  |
| --- | --- |
| 営業時間 | 8時30分～17時、営業時間外は要相談 |
| 修繕対応時間 | 8時30分～17時 |
| 休業日 | 第2，4土曜日、日曜日、12月29日～1月3日、ゴールデンウイーク |

　　(2)　修繕対応の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 漏水調査 | 　　可　　　・　　　不可 |
| 屋内の給水装置の修繕 | 　　可　　　・　　　不可 |
| 地下埋設部分の修繕 | 　　可　　　・　　　不可 |
| その他 |  |

　　(3)　工事種別

|  |  |
| --- | --- |
| 配水管の分岐から水道メーターまでの工事 | 　　新設　　・　　　改造　　　・　　　不可 |
| 水道メーターから屋内の給水装置までの工事 | 　　新設　　・　　　改造　　　・　　　不可 |

　(4)　緊急連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | ○○　○○ | 電話番号 | ×××-×××-××××× |

(5)　岐阜市ホームページへの掲載

|  |  |
| --- | --- |
| (1)から(4)までの公表 | 　　可　　　・　　　不可 |

**2　給水装置工事事業者に係る研修の受講実績（過去5年間）**

(1)　岐阜市が実施した研修会の受講

|  |  |
| --- | --- |
| 受講回数 | 　　　５　　回 |
| 受講無しの場合の理由 |  |

　　(2)　公益社団法人日本水道協会岐阜県支部が実施した研修会の受講

|  |  |
| --- | --- |
| 受講の有無 | 　　有　　　・　　　無 |
| 受講無しの場合の理由 |  |

(3)　岐阜市ホームページへの掲載

|  |  |
| --- | --- |
| (1)及び(2)の公表（受講無しの場合の理由は除く。） | 　　可　　　・　　　不可 |

**3　給水装置工事主任技術者に係る研修の受講実績（過去5年以内）**

(1)　公益財団法人給水工事技術振興財団等が実施した研修会の受講

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修（実施団体、研修会の内容） | 受講年月日 |
| ○○　○○ | 給水工事振興財団　e－ラーニング | 令和元年7月20日 |
| △△　△△ | 自社内研修　××に関する業務研修 | 令和元年8月30日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

(2)　岐阜市ホームページへの掲載

|  |  |
| --- | --- |
| (1)の公表（受講者名は除く。） | 　　可　　　・　　　不可 |

**4　工事に係る技能を有する者の状況（過去5年以内）**

(1)　 配水管の分岐から水道メーターまでの工事に係る技能を有する者の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付及びせん孔並びに給水管の接合の経験の有無 | 技能を有する者が保有する資格 | 工事年度 |
| ○○　○○ | 有　・　無 | 配管技能士 | 平成３０年度 |
| ※保有している資格等の欄には以下に示す保有資格等（下線部）を記載。　①職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第４４条に規定する配管技能士　②職業能力開発促進法第２４条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の過程修了者　③公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る更新の課程修了者　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定） | 有　・　無 |  |  |
|  | 有　・　無 |  |  |
|  | 有　・　無 |  |  |
|  | 有　・　無 |  |  |

(2)　岐阜市ホームページへの掲載

|  |  |
| --- | --- |
| (1)の公表（技能を有する者の氏名は除く。） | 　　可　　　・　　　不可 |

　**5　注意事項**

(1)　1の業務内容に変更がある場合は、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者に連絡すること。

(2)　2の(2)の研修会及び3の(1)の研修会の受講実績については、受講を証明する書類の写しを添付すること。

(3)　4の(1)の技能を有する者については、資格を証明する書類の写しを添付すること。